

一般質問

九月二十日（金）・二十四日（火）の二日間にわたり、十五人の議員が一般質問を行い、市政全般にわたる問題について、市当局の見解を求めました。

資源ごみ分別収集計画

質問 平成七年に施行された容器包装リサイクル法では、三年ごとと五年を（リサイクルセンター）



期とする分別収集計画を定めなければならないとされている。桐生市においては現在、十品目中八品目までは収集しているが、循環型社会構築のためにも残る二品目の収集計画はどの様になっているのか。

答弁 ペットボトル以外のその他のプラスチック製容器包装、紙パック・ダンボール以外のその他の紙容器包装の二品目の分別収集については、各市町村の収集体制、中間処理施設の保管場所の問題等もあるが、今後広域圏担当課長会議で

研究を深めていきたい。

日当支給

質問 過日の新聞報道で群馬県は職員の県内出張の際の日当支給を民間と同様に実績ベースに基づいた方式に改めることを内容として、廃止する方向で検討を始めたようであるが桐生市では日当の支給についてどのようになっているのか。

答弁 桐生市においては市役所を基点におおむね三十キロメートル圏内の市町村にあつては、日当を支給していない。

質問者

小 滝 芳 江（フォーラム桐生）
 佐 藤 貞 雄（日本共産党）
 西 牧 秀 乘（政友会）
 石 井 秀 子（桐愛会）
 阿久津 成 璋（政友会）
 岡 部 純 朗（市政クラブ）
 森 下 清 秀（政友会）
 中 田 米 蔵（日本共産党）
 寺 口 正 宣（公明党）
 園 田 恵 三（フォーラム桐生）
 岡 部 信一郎（市政クラブ）
 大 澤 幸 一（フォーラム桐生）
 関 口 直 久（日本共産党）
 飯 山 順一郎（自由クラブ）
 鈴 木 輝 且（公明党）

住民投票条例

質問 住民投票は、住民の意志と要求を直接地方政治に反映する上で意義深いものである。桐生市も条例を設けて、競艇施設借り上げ料引き下げの賛否を直接住民に問う考えはあるのか。

答弁 競艇事業を存続するかどうか住民の意志を反映しなければならぬと考慮しており、条例の設置は準備すべきと考える。

高齢者の生活実態

質問 介護・年金・雇用・

（総合福祉健康相談係）



医療の社会保障の大改善が行われ、負担増が国民にふりかかる状況の下、高齢者、無年金者の実態把握と救済施策について、またお金が

なく医療を受けられなくなる高齢者への対策、相談係の設置についてどう考えるか。

答弁 実態把握については、民生委員を通じて把握に努めているが、プライバシーの問題と既存の制度との調整もあり、さらに研究が必要と考える。救済施策については、受給資格を確保するための相談、指導を行っている。また、相談係は今年の四月一日に保健福祉部に開設した「福祉課総合福祉健康相談係」において応じている。

新学習指導要領

質問 新学習指導要領が施行され、土・日曜日は、社会経験や家庭の時間と理解している。土・日曜日の部活動の調査をしたと聞いたが、調査内容はどのようなか。また、この指導要領に沿わない活動が行われている場合は、現場の教師、校長、教育長の責任と考えるが、教育委員会は、どのようにとらえているのか。

答弁 土・日曜日の部活動について、教育委員会としての独自の調査は行って



(授業の様子)

いない。土・日曜日の過ごし方については、基本的には、学校、家庭、地域が協力・支援をし、生徒の自主性に任せることが肝要であ

ホームレス対策

質問 新川公園内の障害者用トイレがホームレスの寝泊所になっていると聞いているが、実態把握は行っているのか。また、ホームレス自立支援特別措置法が施行されたことに伴う今後の取り組みを伺いたい。

答弁 トイレの使用に支障のないよう管理強化に努めたい。現在、国がホームレスの実態調査を踏まえての実施計画を策定している

病診連携の推進

質問 病診連携の目的と周知、今後の厚生病院の運営はどうか。

答弁 厚生病院と診療所の役割分担を明確にすることにより、それぞれの医療機関が互いに補充し、安心した地域医療システムを確立することが病診連携の目的であり、周知は「広報きりゅう」などで図っていき



(桐生厚生総合病院)

が、二次医療機関としてこのことにより、一時的に収入が減少すると見込まれるが、

市町村合併

質問 広域圏へのラブコールの際に誇れる点、信頼される点は何か。

答弁 古くは織物で栄え、近年は機械金属などの産業も発展してきている。また、高等教育機関が、地域産業の発展に大きく寄与してきた。さらに、下水道普及率の高さなど、数多く誇れる点を有するとともに、広域行政の推進を図るため、中心的な役割も果たしてきたと

桐生八木節まつり

質問 桐生まつりの変遷とそのPR方法にどう取り組んでいるのか。

答弁 桐生まつりは、昭和三十九年に第一回が行われた。それまでは、春から秋にかけて数多くの祭りが散発的に行われていた。祭典のあり方の協議が行われ、散発的な祭りの統合が行われた。日程も平成五年から、八月五・六・七日の日にち開催から、八月第一金・土・日曜日の曜日開催とし、名称も、桐生まつり



(桐生八木節まつり)

から桐生八木節まつりに改称された。また、宣伝活動もミス桐生まつりから八木節キャンペーンスタッフによる観光宣伝活動となり、

森林整備地域活動

支援交付金

質問 森林整備地域活動支援交付金制度の内容と桐生市の現状は、どのようになっているのか。

答弁 桐生市で対象となる森林面積は、杉、ヒノキを合わせて二千七百七十二ヘクタール程であるが、今回の制度は、下刈り、間伐などの作業実績が五年間必要とされるので、対象面積は、おおむね四百ヘクタールの見込みである。

どんぐり広場

質問 どんぐり広場の育苗の管理及び市有林管理はどのように行うか。

答弁 現在、梅田清流広場に隣接するどんぐり広場の管理は、桐生広域森林組合へ委託している。その経費は、草刈り等、日常管理などで八十万円程である。苗木は、おおむね四年をめぐりに大苗に育ててから、ポランテア等の協力を得ながら、市有林植林のための移植を行う計画である。また、水源涵養機能の低下を



(どんぐり広場)

防ぐため、広葉樹と針葉樹のバランスを念頭に置いて、桐生市民の将来を考えた植林を考えている。

光ファイバー設置計画

質問 河川管理用光ファイバー設置計画はどのように進んでいるか。

答弁 国土交通省は、IT活用の水害・土砂災害対策の推進、河川情報の提供のための光ファイバー網整備を進めている。今年度の事業として桐生水質浄化センターから松原橋・赤岩橋付近を予定ルートとしている。今後、関係機関と調整を図り、早めに地域住民に周知させたいと、渡良瀬工事事務所から聞いている。

桐生川源流水のペットボトル

質問 桐生川源流水のペットボトルは好評であり、商品化してはどうか。

答弁 平成十三年度にPR用として三万本を製造し、市制施行八十周年・水道創設七十周年記念式典をはじめ、堀マラソン等に幅広く配布した。単価はおおむね百円である。水道事業の経営の中での商品化は、現段階では難しいと考えている。なお、今後については、市長部局と検討していきたい。



九月十六日の燃えるごみ収集成果
質問 月曜日に燃えるごみの収集を行う区域では、月曜日が祝日や振替休日の（広域清掃センター）

場合、ごみの収集が行われなかったが、今回、九月十六日と二十三日にごみの収集を行ったことについて、どう評価しているか。

答弁 月曜日収集の区域は、九月の収集日が二週連続して週一回となることにより、暑さが残る時期の生ごみの臭気対策を考慮して、新里村当局や関係機関の好意により収集が実現した。ちなみに九月十六日の収集量は百二十九トンで、通常の月曜日の収集量と比較して約七十五パーセントであったが、ごみ収集カレンダー



（住宅課）

市営住宅の滞納状況等

質問 住宅家賃の滞納状況と滞納者対策はどのようなを行っているのか。

答弁 昨年度の滞納額は

一億五百七十二万三千三百四十五円で、前年と比べ五百九十五万四千二百七十五円の減となっている。滞納者対策は、一か月以上の滞納者には督促状を、二か月以上は催告状を、三か月以上は戸別訪問等を行い、分納納付の相談などに応じている。六か月以上には法的手続きへ移行する旨の催告書を送付し、状況により法的処置を行っている。裁判の状況は、明け渡し請求や支払い督促を平成十一年度的一件、十二年度に四件、十三年度に六件行った。

市町村合併

質問 今日の市町村合併は国主導で行われている。自主的な市町村合併とは違うのではないか。また、桐生広域圏で合併した場合、財政規模が大きく変わるが、財政指数も大きくなるのか。

答弁 財政指数は、基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合である。効率的な財政運営を行い、合併によるスケールメリットを生かしながら、基準財政需要額の縮減をはかるとともに、さらに基準財政収入

入額を増額させるため、産業基盤を強化し、自主財源の根幹をなす税収入確保をはかることで、財政指数が高まるものと考えている。また、合併の主体性については、合併するかしないかは、あくまでも市町村の判断と認識している。

上菱市営住宅団地

質問 自動車の往来などにより、団地内道路の舗装が痛み、でこぼこができて高齢者の歩行に危険であり、早急な改善が必要と考えるが、改修の予定はあるのか。



（上菱市営住宅団地）

答弁 上菱市営住宅団地内の道路の路面には、劣化が見られるので、計画的に改修していきたい。

法定外独自課税

質問 地方公共団体が独自に法定外目的税を創設できるようになったが、このことの検討と対応について伺いたい。

答弁 法定外の独自課税の創設は、地方分権時代に相応しての税制で、財政面から見ると大変有効であるところと考えている。しかし、税は行政と納税者相互のコンセンサスを得た上で成り立つのもであり、安易な考えで新税を設けるものではないと考えている。

なお、桐生市税等収納率向上対策ワーキンググループ会議では、税収確保のための「新税の創設」も研究課題としている。

住基ネット

質問 個人情報管理する住基ネットが八月から稼動したが、住基ネット対応への費用と、市民からどのような声があったか。

答弁 平成十三年度におけるシステムの費用は約二千二百万円である。住民票コード通知発送後の問い合わせは、八月末現在で約六



（市民課）

十件あった。主な内容は、住民票コードは何に使うのか、「コードは変更できないのか」などである。

新桐生市史の編さん

質問 新桐生市史の編さんの重要性は、第四次総合計画の中で位置づけているが、どのように認識しているのか。また、民間で歴史資料の収集、分析を行う団体ができたが、この活用や連携はどのようなのか。

答弁 新桐生市史の編さんの必要性、重要性は認識しているが、多額の費用と長期間を要することから、編さんの基本的な考え・組織づくりは、まだ検討中である。そのような中、民間

(桐生市史)



で歴史的資料が散逸しないようにサポートする会の発足は、大変有意義であると受け止めている。できる範

囲の支援を行うよう前向きに検討したい。

市町村合併

質問 桐生広域圏の合併に対する桐生市の基本的なスタンスについてどう考えているのか。

答弁 桐生広域圏は大変充実している中で、桐生広域圏七市町村という枠組みでの合併に取り組んでいる。そのため、桐生市は今年四月に合併調査室を設け、次のステップへの取り組みを行っているところである。

競艇事業問題

質問 賃貸借契約の更新交渉時の国土交通省の対応

(桐生競艇場)



と、今回の契約の特徴は何か。また、契約更新までに賃貸料の引き下げができなかったのはなぜか。

答弁 施設の賃貸借契約の期限が切れて競艇開催が危ぶまれる中、七月十八日付けで国土交通省へ指導等をお願いした。しかし、「民事上のことは介入しない」という姿勢であった。さらに、施設会社が市営競走は開催できない旨の告知ピラなどで、ファンへ施行者無視の開催中止告知を行ったので、国土交通省へ再度指導等を要請した。国土交通

省のスタンスは変わらなかったが、話し合い実施の仲介が行われ、その結果、七月二十五日に社長と助役による交渉が実現した。契約内容は、覚書で施設借り上げ料や諸経費の問題については継続して協議を行う。契約書本文では、六か月前に通告すれば中途解約ができることを盛り込んだ。

施設借り上げ料は、五・五パーセント死守の施設会社との隔たりから、引き下げはできなかったが、今後も継続して協議することになっている。

三十人以下学級

質問 ゆきとどいた教育ということと少人数学級は、(市内の小学校)



二十二道府県に広がっていると聞いている。桐生市における三十人以下学級の実現については、小学校低学年から順次実施することで実現できないか。

答弁 現在、四十人学級を基準としているが、三十人の加配教員の配置があり、少人数指導やチーム・ティーチングで、きめ細かな指導を行っている。また、市単独事業として小・中学校に十人の補助教員を配置し、効果的な指導を行い、子供を大切にしている。教育の推進を図っている。

学校等の冷房機設置

質問 今年の夏も暑い日が続いたが、小・中学校、高等学校の教室や職員室および幼稚園、保育園の職員室や保育室の冷房機の未設置について、どのように取り組むのか。

答弁 冷房機の未設置箇所については、ここ数年猛暑が続く中、市有施設改修を含めて、計画的に進めているところであり、全室冷房化を図るべく、現在予算要求に向けて手続き中である。

旧税務署跡地

質問 桐生市における都市計画行政は円滑に推進されているものと評価しているところであるが、その中で永楽町線事業、旧税務署跡地について、その購入金額、目的用途に供さなくてはならない期間、これに違反した場合の違約金についてはどのようにしているのか。

答弁 旧税務署跡地については、大蔵省関東財務局前橋財務事務所より取得の打診があり、永楽町線代替

(旧税務署跡地)



用地として、一億三千四百六万四千円で、国有財産法に基づき取得したものである。

なお、この取得には目的の用途に供する期間として、当初は平成十一年三月三十一日までであったが、永楽町線の事業期間の延伸に伴い、平成十六年三月三十一日までとなった。

また、この旧税務署跡地は、永楽町線の代替用地として、用途指定があり、指定期日までに指定用途に供さなかった場合には千三百四十万六千四百円、指定用途以外の用途に供した場合に四千二百一十九万九千二百円の違約金を支払うことになっている。